

第1回外来生物対策のあり方検討会 議事録

1. 日時 令和3年1月28日（木）10:00～12:00
2. 方法 Web会議形式
3. 出席者（敬称略）

（座長） 石井 実

（委員） 秋田 直也 磯崎 博司

五箇 公一 田中 信行

中井 克樹 早川 泰弘

（外来生物法施行状況評価検討会座長） 村上 興正

（環境省） 鳥居自然環境局長

大森大臣官房審議官

奥山総務課長

谷貝総務課長補佐

中尾野生生物課長

立田野生生物課長補佐

北橋外来生物対策室長

水崎外来生物対策室長補佐

（農林水産省） 三浦大臣官房政策課環境政策室長

森大臣官房政策課環境政策係長

石川消費・安全局植物防疫課長補佐

（国土交通省（オブザーバー）） 齋木港湾局総務課長補佐

大上総合政策局環境政策課係長

4. 議事

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただいまより第1回外来生物対策のあり方検討会を開催いたします。

事務局を務めさせていただきます自然環境研究センターの邑井と申します。よろしくお願いたします。

まず、検討会の開催に当たりまして、環境省自然環境局の鳥居局長より御挨拶をいただきます。お願いたします。

【環境省（鳥居局長）】 皆さん、おはようございます。環境省自然環境局長の鳥居でございます。本日は、コロナの影響でオンラインという形で検討会を開催させていただきます。いろいろ御不便をかけているところがあると思えますけれども、御容赦いただければと思います。

また、第1回の外来生物対策のあり方検討会ということで、いろいろ外来生物を取り巻く環境、状況というのが非常に変わってきているということでございます。2005年に外来生物法が施行されて以降、環境省と農林水産省におきまして、現在まで156種類の特定外来生物を指定して輸入等の規制や防除事業を実施しているほか、国土交通省や全国各地の地方自治体、学術研究機関、自然保護団体等も調査や防除事業に取り組まれているなど、多くの主体の御協力をいただいています。この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げます。

法施行以降、2014年に法改正が行われまして、今般、その改正法の施行からさらに5年以上経過することから、改めてその施行状況を見直し、検討を行う時期となつてございます。この間、根絶間近となつた奄美大島のマングースのように成果が上がっている取組もありますけれども、一方で、新たな侵略的外来種の侵入が確認されています。特にヒアリにつきましては、ヒアリ対策関係閣僚会議が開催されるなど、定着の防止に向け政府一丸となつて早期発見・防除に努めてきているところです。このように、外来生物対策全般については対応が着実に進む一方で、水際対策の強化や定着してしまった後の防除対策が万全とは言えない状況があります。様々な法の運用上の課題も明らかになってきています。

こうした状況を踏まえまして、環境省及び農林水産省では昨年来、外来生物法施行状況評価検討会を立ち上げ、改正外来生物法の施行状況の点検・評価を行い、各種課題を整理いただいたところです。本検討会では、この施行状況評価検討会で整理されました課題を踏まえ、法律にとどまらず、今後予定される生物多様性条約第15回締約国会議や生物多様性国家戦略の改定も見据えつつ、今後の外来生物対策のあり方全般について幅広く検討いただき、今後の必要な措置について提言をいただきたいと思いますと考えております。

今回は、5回予定のうちの初回ということで、施行状況評価検討会の座長である村上先生、まだちょっと参加が遅れているようでございますが、御参加いただいております。本検討会からの御参加の先生も含めまして、今後の外来生物対策のあり方について忌憚のない御意見をいただければと存じます。本日はよろしく願いいたします。

【事務局】 鳥居局長、ありがとうございました。

続きまして、出席者の御紹介をさせていただきます。

本日は8名の委員全員に御出席いただいております。事務局より御所属とお名前を読み上げさせていただきます。

神戸大学大学院海事科学研究科准教授の秋田直也委員です。

大阪府立大学名誉教授の石井実委員です。

岩手大学名誉教授の磯崎博司委員です。

国立研究開発法人国立環境研究所生態リスク評価対策研究室長の五箇公一委員です。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業研究センター鳥獣害研究グループ長の竹内正彦委員です（事務局注：急遽別件が入りご欠席）。

東京農業大学国際農業開発学科教授の田中信行委員です。

滋賀県立琵琶湖博物館専門学芸員の中井克樹委員です。

日本植物防疫協会理事長の早川泰弘委員です。

以上が委員の先生方になります。

また、昨年10月までの外来生物法施行状況評価検討会において座長をお務めいただきました村上先生にも本日は御出席をいただく予定となっております。

その他の出席者につきましては、個別の御紹介は省略させていただきますが、環境省、農林水産省、オブザーバーとして国土交通省、事務局として自然環境研究センターが出席しております。

なお、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からウェブ会議形式で開催させていただきます。本日の会議では回線の事情により、マイクとカメラは発言のときのみオンにさせていただき、それ以外は原則としてオフにさせていただきますようお願いいたします。また、御発言を希望される際には、画面右下にあります挙手ボタンを押していただき、座長の指名がありましたら御発言いただきますようお願いいたします。

続いて、会議の資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には資料1から3までを統合したPDFと参考資料1から22までを統合したPDFの2つのPDFファイルを事前にお送りさせていただきます。それぞれのファイルごとに通しページを振ってありまして、資料本体は1ページから17ページまで、参考資料は1ページから81ページまでございます。また、資料番号ごとにPDF上のしおりの機能をつけてあります。画面上では資料の共有はいたしませんので、お手元で御確認いただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議では、事前に一般傍聴者を募り、申込をされた方にはオンラインで傍

聴いていただいております。また、資料は事前に環境省ウェブサイト上で公開しております。議事録につきましては、後日、出席者に事前確認の上、発言者名を記載したものを公開させていただきますので、御承知おきください。

それではまず、議事(1)「本検討会について」を事務局より説明いたします。お願いいたします。

(環境省より、資料1-1, 1-2について説明)

【事務局】 ありがとうございます。ただいま御説明のありました本検討会の目的や検討の進め方等につきまして、御質問や異議等はございませんでしょうか。御発言がありましたら挙手ボタンを押してお願いいたします。特にないようですので、ないようでしたらこれに従って議事を進行したいと思います。

先ほど、設置要項の中で座長についても説明がありましたが、本検討会の座長につきましては、石井実委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしければ、マイクをオンにして音声で了承の旨をお伝えいただくか、挙手ボタンを押していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 全員の了承をいただきましたので、ここからの進行は座長にお願いしたいと思います。それでは、石井座長、どうぞよろしくお願いいたします。

【石井座長】 皆さん、おはようございます。そうしましたら僭越でございますけれども、進行役というつもりで気軽にやらせていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。私は、昨年の4月から大阪府立環境農林水産総合研究所に移っております。時々その研究所の話も出るとは思いますけれども、とても長い名前なので環農水研というふうに略称させていただくこともあると思いますけれども、この研究所共々どうぞよろしく願います。

私自身は野生生物小委員でもございまして、そこのつなぎ役も務めさせていただければというふうに思っております。本日の会議につきましては、昨年3回にわたって開催された外来生物法施行状況評価検討会、私も委員でしたけれども、これを受けて外来生物対策の在り方の検討を行うというキックオフの会議でございます。皆さん、どうぞよろしく願います。

そうしましたら早速ですけれども、議事(2)に移りたいと思いますが、村上先生は入っていらっしゃいますか。

【事務局】 すみません、ちょっとまだ接続がうまくいっていないようです。申し訳ございません。

【石井座長】 分かりました。どうしましょうかね。ここで何かつなぎというのも何なので、ちょっと変則なんですけれども、先に3番目の議題ですかね。

【環境省（水崎室長補佐）】 よろしければ、資料2-1は予定どおり環境省から説明させていただいて、2-2もちょっと間に合わなければ、恐縮ですが環境省のほうから代役で御説明させていただきたいと。

【石井座長】 ちょっと村上節を聞きたかったというのもあるのですが、そうしましたら……。

【環境省（水崎室長補佐）】 もし途中で御参加いただければ、議事(2)に少し戻ってというようなところも含めて、いかがでしょうか。

【環境省（北橋室長）】 3のヒアリング対象についても、やはり議事(2)での説明を踏まえておいたほうがいいかなと思いますので。

【石井座長】 そうしましたら、村上先生が入るまでということで事務局的な説明で行きましょうか。それでは、これまでの検討経過、経緯についてということで、環境省のほうからまず御説明をお願いいたします。よろしくをお願いします。

（環境省より、資料2-1について説明）

【石井座長】 1回、ここで切りましょうか。これが前回の改正のときのお話なんですけれども、少し村上先生をお待ちするというのもあって、委員の皆さん、ここまでのところで御質問等あったらお願いします。補足とかあったらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。では、磯崎委員、挙手されていますのでお願いします。

【磯崎委員】 報告いただきありがとうございます。第四についてですが、この4項の通知は1項の立ち入り、捕獲などに伴う措置だと思うんですが、13条1項に基づいて立ち入って何をしたのかが分かるでしょうか。9ページの最初では、「防除の確認」と書いてあるんですが、具体的に何をしたのかをお願いいたします。

【石井座長】 ありがとうございます。ちょっと私のところでは聞こえにくかったです

けれども、皆さん大丈夫でしたか。

【環境省（水崎室長補佐）】 環境省外来生物対策室です。こちらでも少し最初のほうが途切れておったんですが、第四の所有者等不明の立入りの東京都の1件の事例が具体的にどういうものであったのか、そういった御質問でよろしかったでしょうか。

【磯崎委員】 はい、そういう意味です。

【環境省（水崎室長補佐）】 後日きちんと調べて御報告させていただきたいと思えます。

【石井座長】 ほかの委員の皆さん、何か御意見とか御質問等あったらお願いします。

そうしましたら、村上さんがまだ入れないようなので、環境省から続けて村上先生の分も少し行きましようか、お願いします。

（環境省より、資料2-2について説明）

【石井座長】 ありがとうございます。

そうしましたら議論を進めさせていただきたいと思えます。ここは、この検討会に参加されていた私と磯崎委員、五箇委員、中井委員につきまして、まずお聞きしますけれども、今のまとめで何か抜けとか誤りとかがあったら御指摘いただければと思えます。その後で、今回からというか、評価検討会には参加されなかった秋田委員、竹内委員、田中委員、早川委員のほうから御質問等を受けたいと思えます。

それでは、磯崎委員、五箇委員、中井委員、何か補足等あったらお願いします。

【五箇委員】 五箇です。今のまとめの中で僕が例の検討会の中で、特に強調して発言した点として、結局外来生物法という法律まで準備して外来生物管理についての前提ですよ。その部分で、究極目的はこの日本における生物多様性の保全であるということから、生物多様性というキーワードから物事を説明しないと、何か外来生物を悪者に行っているという風潮が一部では批判を受けるところでもあり、また間違った形での外来生物対策、そういったものにつながっているということを考えたら、生物多様性というものの保全の一環としてこういったことが必要であると。外来生物そのものがなぜ問題かということに対する認識が、いまひとつまだしっかり普及していないこと自体が、この法律の運用、実行性という部分にもかかってくるころだということを出言したので、そういった点はこのまとめには入っていないので、結構、枝葉末節なところのまとめだけなので、ちょっと

そこは指摘しておきたいと思います。

【石井座長】 どうも御指摘ありがとうございます。確かにそうだろうと私も思います。いずれこの資料を変えることがあったら、その辺のところをどこか、最初のほうかもしれないかもしれませんが、書き加えていただければと思います。

【中井委員】 指定に関する課題のうちの多分⑤、⑥に関係することだと思いますが、検討会で発言した内容ですが、特に愛好家の多い淡水魚などで目立つ事柄として、東アジアの中国あるいは朝鮮半島から、日本産と非常に近縁な種類の淡水魚が観賞用にどんどん入ってきているという状況がありまして、当然地理的にも近くて、なおかつ近縁であるということで、野外でもし放されたら交雑のおそれが非常に高い。日本の在来のもは絶滅のおそれが高とされる種が多いですから、やはり予防的に、特に日本の在来のもとの近縁で交雑するおそれがあり、なおかつ輸入される可能性の高いものについては、分類群を単位に特定外来生物に指定をすることを含めて検討を行ってもいいのではないだろうかという内容の発言をしました。今後、これは枠組みをどう変えるかといのではなく、指定に当たってどういうものを想定するか、検討するかという方向性の話なので運用面での課題かもしれないませんが、ぜひまた漏れずに御検討いただけたらと思います。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。今の点についても、少し書きぶりの問題だと思いますけれども、お願いいたします。磯崎委員、何かお気づきの点はございますか。

【磯崎委員】 このところは、もう一つのファイルの参考資料3でずっと細かく書かれています。こちらでは今指摘されたようなことも一部含めて細かく書かれています。今説明いただいたこの資料のほうでは、参考資料3が細かく反映されていないところもあるのかなと、そんな感触を持っています。ですから、現在見ているほうの資料について、具体的にここという指摘は今ないんですけども、参考資料3と併せて読めば正確に反映されるのかなと考えました。

【石井座長】 ありがとうございます。そういうことですね。参考資料3はかなり詳しく書いてあるわけなので、それと見比べていただければよいという御指摘です。ありがとうございました。

そうしましたら、竹内先生が実は御欠席ということが今伝わってまいりました。ということで、施行状況の検討会議に出られていなかった秋田委員、それから、田中委員、早川委員のほうから御質問等をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。挙手ボ

タンでお願いします。

【早川委員】 一般社団法人日本植物防疫協会の早川です。今回この検討会にお招きいただきまして、ありがとうございます。

今後、いろいろと質疑はあると思うんですけども、とりあえず御質問したい点が1点あります。(1)⑥の迅速化や定期的な見直しのところなんですけれども、「今の手続では指定までに時間がかかり、その間に生息域が拡大してしまう」とありますけれども、これは具体的には、指定までに時間がかかる主な原因というのはどのようなところなんでしょうか。

【石井座長】 それにつきましては環境省のほうからお答えいただけますでしょうか。

【環境省（北橋室長）】 現在指定の進め方につきましては、外来生物は非常に多く、各分類群がございますので、大体年度年度で、今年はこの分類群について検討しようかというような、例えば哺乳類と植物とか、そういった形で指定対象となりそうな生物につきまして、まず事務局のほうで情報収集をして、その上で専門のグループ会合の先生方に御意見を伺い、そこで取りまとめました意見をさらに全体会合の先生方に諮り、そういったことで案をつくっております。その先に、いわゆるパブリックコメントですとか、あるいはWTOの関係でのSPS通報という仕組みがございます、国際的に日本の中でそういった規制をかけても問題ないかというような問いかけをしたりして指定を進めるということがございます。後半のパブリックコメントとWTOの手続は、ちょっと我々のほうで短縮するというのは困難なものでございますから、それ以前の情報収集なり、先生方に御意見を伺うというところを縮めていけるかという課題が現状の運用についてはございます。

ただ一方で、種の保存法、絶滅危惧種のほうに関して申しますと、そういったところを飛ばした形で、いわゆる緊急指定というシステムがございます、種の保存法では、例えば非常に珍しい新種が見つかった際に、その種の論文が出てからいろいろとパブリックコメントをしたりと時間をかけていると、珍しいものがあるぞと、ぱっと捕られてしまうということで、そういった問題が起きないように緊急指定をするというシステムがございます、そういったことも含めて対応が必要かどうかということが課題として挙げたものでございます。

【石井座長】 室長ありがとうございます。ここはたしか検討会では私が発言したところかと思うんですけども、情報収集して各グループの専門家会合で議論するとき、それに関するリスクに関する学術論文があるかどうかというのをかなり重視するところがあ

るんですね。それで、見るからにこれは危なそうなんだけれども、そういう論文がないというケースもあって、その辺のところもネックになっているのかもしれないと思います。

【早川委員】 了解しました。ありがとうございました。

【石井座長】 よろしいですか、ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

【秋田委員】 神戸大学の秋田です。今回初めて参加しますが、よろしく願いいたします。

私のほうから2点ほど御質問させていただきたいのですが、まず、(3)のその他の課題の中の⑤国際連携という項目を挙げておられるんですけども、ここの中で「国際植物防疫条約における海上コンテナの管理に関する議論」というふうに書かれているんですけども、これは具体的にどういった議論がされているのかというのがちょっと私は分からなくて、このところを少し御説明していただきたいのが1点。

それと2点目は、資料2-1の第五に輸入品等の検査等の創設というのが挙げられているわけですけども、これに関連するような検討会での指摘事項というのがあまり見当たらないように思われるんですが、この検討会でこれに関する指摘事項等々というのはどういことが挙げられたのかをお教えいただきたいと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。ここについては一問一答でいこうかと思っておりますので、環境省のほう御説明があったらお願いいたします。

【環境省（水崎室長補佐）】 1点目につきましては、もし可能であれば、農林水産省のほうでお答えいただくと助かるんですけども、まず先に2点目のほうから御説明させていただきます。

こちら輸入品の検査に関しては、実際は前回の評価検討会での明示的な御指摘は実はなかったんですけども、課題としては残っているかなと思います。先ほどの質問の中でもありましたけれども、資料2-2は概要でございますし、参考資料3も含めて、前回検討会で指摘されたことだけを今回議論するという立てつけではありませんので、また幅広に、この点も含めて御意見いただけたらと思っております。

【石井座長】 ありがとうございます。そうしましたら、1点目の国際植物防疫の議論ということですけども、農水省のほうで何か補足があったらお願いできますでしょうか。

【農林水産省（石川課長補佐）】 農林水産省植物防疫課、石川でございます。

補足させていただきます。病害虫がヒッチハイク的に海上コンテナに付着して、国際流

通とともに病害虫も国際的に移動してしまうという懸念があげられています。そういうヒッチハイク的な病害虫の移動がないように規制ができないかという議論がされております。ただ、相当な数の海上コンテナがありますので、所有者との協力、清掃や清浄確認をどうするかとか、いろいろ議論すべき事項があります。まだまだ議論が続くものと認識しております。

以上でございます。

【石井座長】 ありがとうございます。それで、先ほどの輸入品のところなんですけれども、これは委員のほうから何か補足等があったらお願いできますか。これは評価検討会に出られた委員のほうからあったらお願いしたいんですけれども、特にはないですかね。

そうしましたらちょっと後回しにさせてもらって、田中委員お待たせしました。お願いします。

【田中委員】 今回から委員に加わらせていただきました、東京農業大学の田中です。専門は国内外の森林なんですけれども、小笠原の外来植物の駆除とか在来林の再生に関わってきました、現在も小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会の委員をやっています。

ちょっとこの資料を見せていただいて一番申し上げたいというか、お聞きしたいのは国内外来種です。海外からの外来種の問題もありますけれども、日本といっても、特に島嶼は本州等の内地とは違った生物多様性、生態系を持っているので、国内外来種問題が小笠原でも大きく最近クローズアップされています。小笠原では、最初はノヤギとか、現在も続いています、ネズミとかグリーンアノール、そういう駆除と自然再生をやってきたんですけれども、世界遺産に指定されてから10年間たちますが、一方で新しい外来種が入ってきて実害を現わしているんです。その原因は、やっぱり国内的な外来種を規制できないということで、古くからの外来種は駆除が始まっているけれども、一方で新しい外来種がどんどん増えているというような状況です。こういう状況を止めなきゃいけないということで、特に島嶼で国内外来種をどうやって問題解決していくか、その辺の取組はどうなっているのか、何かあればお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

【石井座長】 ありがとうございます。これはもう前回からの課題になっているところなんです。環境省のほう御質問にお答えできますでしょうか。

【環境省（北橋室長）】 外来生物法の今の枠組みでは、国外のみを対象としているというのは御承知のとおりだと思います。一方、各地域で、それぞれの生態系に応じて別途守っていかなくちゃいけないというものにつきましては、地域ごとの、例えば小笠原であれ

ば、東京都あるいは小笠原村の条例でそういったことを指定していただいているということもあり、環境省としては、これまでの全体的な進めの中で、全都道府県で、国レベルと同じように注意しなければいけない外来種のリスト、それから外来種に対する条例を作成していただくことで、いわゆる国全体の施策と各地域で個別に対応していくべきことの連携を図っていくということで進めてきたところでございますけれども、参考資料でも付いてございますけれども、条例の策定状況につきましても、まだ全都道府県でできているというわけではないので、そうしたところをどこまで法律で見ていくべきで、どこからを条例に任せてやっていくべきなのか、その辺の仕分けのこととも絡んでくることで、引き続き考えていきたいというふうに考えてございます。

【石井座長】 田中委員が御指摘のように、島嶼という環境の場合というのは国内外来種であっても分かりやすいというふうには思うんですけれども、田中委員、小笠原ではどういふふうな扱いになっているんですか。全く国内外来種についての対策はしていないということなんでしょうか。

【田中委員】 外来生物法が、要するに日本全体を1つと考えて外国からの侵入生物を対象としたという感じです。しかし、小笠原は社会的には日本の一部であっても、生物相的には外国みたいなものです。ノヤギなど古くからある侵略的生物の駆除は長年実施されています。一方で、今は農業者や個人が土つきの苗木をインターネットで簡単に買えますから、それが自由に入ってしまったこと、あるいは公共事業で持ち込まれるいろいろな資材の中に国内外来種が入っている可能性があることなどが問題となっています。それを止める法律はないわけです。ですから、その辺のことが科学委員会の中では前々から問題視されていたんですけども、現地で生活している方と行政の調整が難しくて最後までそこが問題として残った。今やっと、島外から持ち込んだ苗木はお湯に浸して土壌微生物を駆除する試験を始めている段階です。既に過去10年間に新たな国内外来種が入ってしまったという問題があります。したがって、法律の上で国内外来種についても注意する必要がある、というような宣言をしていただくことが、現場の行政担当者や市民が対策を行う上で背中を押すことになると思います。現状は、現場の行政担当者が動きづらいという面があります。

【石井座長】 ありがとうございます。ちょっとしつこいようなんですけれども、先般オガサワラシジミがかなり危ない状況になったということなんですけれども、その原因の一つというのが、アカギとかギンネムが入って、それが繁茂していることがあるようです。

田中委員、アカギ、ギンネムが入った経緯というのも同じように植木の持込みだったんでしょうか。

【田中委員】 アカギ、ギンネムは古い侵略的外来種です。ですので、完全駆除は難しいんですけども、駆除技術を開発しながら駆除をやっています。今問題となっている国内外来種はそういうものでなくて、ツヤオオズアリとかウスカワマイマイといった種類で、土に紛れて入ってくる、あるいは苗木にくっついて入ってくるような無脊椎動物、小さい生物ですね。小笠原はこういう生物が入ったため、世界遺産の価値にあげられている固有のカタツムリに悪影響を与えています。

【石井座長】 ありがとうございます。実はこの国内外来種の問題は大きいので、時間がもう少しあって、まだ村上先生が入ってこられていないようなので、中井委員、ちょっと補足があったらお願いします。

【中井委員】 まず、先ほど環境省の外来生物対策室の北橋室長から御説明いただきました、国内の都道府県での外来生物関係の条例の施行状況としてよく御紹介いただく資料、これも事あるごとに言っていることなのですが、外来生物への対策として、とにかく条文に書かれていたら対策を取っているとするのか、あるいは外来生物法の枠組みを踏襲して、例えば種をきっちり指定して、なおかつお願いだけではなくて罰則を設けているかどうかとか、そういう面で幾つかランクづけをした上で、要は条例として有効性を持たせられるかどうかというところまで含めて、普及啓発以上に評価していくことも必要ではないかと思っております。

あと、今回の抽出されてまとめられた課題でいきますと、(1)の多分②と③両方の話が今出てきているような感じですが、②のツヤオオズアリを地域的に指定がもしできるような形で法律の方向性を変えられるのであれば、同じような趣旨で③のほうもできないのかなとは思いますが、そもそも②自体がやはり難しいので、もっと別の運用方法を考えなきゃいけないのか。そうなってくると、実は①とも関係して、①は一律に法律で全ての行為を規制しているからなかなか規制が進まないの、そのうちの一部の行為だけを規制するという方向性で、規制されている内容をある程度特定して指定ができる仕組みができれば、もしうまくいけば②のほうにも持って行って、場合によっては③という形で広げられるのかもしれませんが。私は法律は全く素人なので、どこがどうできそうなのか見当がつかないんですけども、今後いろいろと考えていただけたらと思っております。

以上です。

【石井座長】 中井さんのお話を受けるとすると、レッドリスト掲載種のほうにも地域個体群みたいな考え方がありますので、少しやりようはあるのかなという気はちょっといたしました。

ほかの委員はいかがでしょう。

【磯崎委員】 今の点なんですが、先ほど北橋さんの説明では条例の話だけだったんですが、環境省所管の自然公園法と自然環境保全法でごく一部なんですが、保護区として指定されている区域について、そこに外からの動植物両方について持込みを禁止しています。そういう意味では、規制の厳しい保護区域に限っては国内外来種の規制、管理、禁止措置が取られているということになります。

ただ問題は、その厳しい区域に限られるということなので、その外側について、それから、そもそも自然環境保全法や自然公園法の適用されていない一般区域についての国内外来種の対策にはなっていないという問題があります。解決策としては、適用される保護区域を拡大していくこと、あるいは厳しい区域のもう一つ外側の区域にも拡大するというような手も取られます。いわゆる保護区、保護すべきところから考えて対策を取っていくというやり方なんですが、ただ、これはあくまでもそちらのほうから見ているだけです。一般的な国内外来種対策にはなりにくいということです。ですから、自然公園法や自然環境保全法と併せて特定外来生物に関する対策によって、その間をつなぐようなことができるかどうかは課題だと思います。

【石井座長】 磯崎委員ありがとうございました。よく分かりました。自然環境保全法とか自然公園法の中ではできているし、今後もしできるだろうけれども、一般的ではないということですね。了解です。

村上先生、入られましたね。資料2-2につきまして、一応、一通り環境省から説明していただき、今議論を順次していたところです。

【村上外来生物法施行状況評価検討会座長】 申し訳ないです。

【石井座長】 それで、御質問としては特定外来生物指定の迅速化のところだったり、国際植物防疫との関係だったり、輸入品の検査のところだったり、それから国内外来種のところで今しばし議論していたところです。ということで、村上先生途中から入られて流れがよく分かっていないかも分かりませんが、座長を務められた思いを、ざっと内容についてはもう説明は終わっていますので、強調ポイント等があったら御説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

【村上外来生物法施行状況評価検討会座長】 簡単なことでは、いわゆるDNAとか遺伝子情報で見分けることができるというのは、すぐ実行することができると思うんです。特別な機器を使用するという話にならない、該当しないというので、そこはすぐできる。だから、すぐできることとできないことがあります、僕が重要だと思うのは、一つは、やはり特定外来生物以外の外来種の扱い。一般的な外来種をどうするのかという話と、それから外来生物リストと行動計画ができていますので、これをちゃんと指針なり、方針の中に位置づける、そういった話が割と重要な話ではないか。

もう一つは、やっぱり国内外来種を実際にどう扱うのかと。県境検疫みたいなことは実際には不可能なので、そうすると、各府県が自分のところからは出さないぐらいのことですかね。その辺を実施するに当たって、どういうことをすればちゃんと実効性が保てるのかというところが一番問題。そこを僕は議論しておかないと国内外来種、国内外来種と言ってもうまくできませんから、それでかつてゲンジボタルとかメダカが——今はメダカは2種類、キタノメダカとミナミメダカがいますけれども、それを保護の一環としてどんどん放流された。この辺のことをちゃんと規制するためには、まず啓発して、それをしては駄目だというものを何らかの形で明記する。ただし、それを担保するためにどういうことができるかという仕組みをもう少し考えてほしいというところがやっぱりあると思います。

あとは防除に関して、やっぱり普及啓発の推進というのはものすごく重要でして、外来種の場合は一般市民が理解して協働しなければうまくいかんと思うんです。京都のアルゼンチンアリの防除がうまくいったのは、結局、伏見区の住民が結構みんな参加意識が強く、協働しているんなことをやってくれている、そこが推進力になっていますので、そういった地元の力をどうやってうまく取り入れて動かすかというところが、やはり大きな問題であります。関係する団体だけでも10何団体ありました。それは全部この地域に関してです。細かく数えたらもっとあるんです。それが全部協力したというところで、何とかうまくいっているだけです。だから、そういった外来種の管理をするためには、行政だけではなしに、学識経験者、それから地域の人が協働体制をつくらなければいけない、その辺がやっぱり実施する上での有効性を一番発揮している部分だと思います。

あとは、中井さんがたびたび指摘している農水省との関係で、やはりもう少し省庁間の部分をちゃんと強めたりとか、その辺のことはやっぱりまだできることはあるので、僕が前から言っているのは国交省との間でもありますよ。堤防、のり面の除草とか、ダムの

緑化とかいっぱい仕事がありますので、その辺のところもちゃんと連携することが必要なんじゃないかという話をしています。

今はもうかなりの情報が日本で蓄積しています。その蓄積している情報を整理統合せなあかんのじゃないかと。その一環としてマニュアルの整備、今出ているマニュアルもたくさんありますけれども、使いものになるマニュアルが少ないと思うんですね。だから、今の段階で実際に使ってみてどうなのかというものも含めてやって、それを現状にちゃんと近づける。それを基に、ぱっとインターネットで引けるようにする。やっぱり必要な情報を必要な人が引けるような形をもう少し強化しないといけないんじゃないかと、その辺は、やはり普及啓発の中で少し抜けているなどと思っています。

教育プログラムの中にも、小中学校、高等学校にも入ってきましたが、やはり大学での外来種の問題を先生方にも教えなあかんのではないかと。先生方が何をしたいかわからないというのが一番困るので、その辺のこともさらに重要なことではないかと思っています。

言い出したらたくさんたくさんありますので、とりあえずはやれることから優先順位をつけてやるという話でやっていかざるを得ないと思うんですね。だから、検討課題の幾つかのすぐできることと、その重要性とか優先順位を決めて、その順番に議論していくと僕はいいと思うんです。そうしないと、議論が散漫になってしまってもううまくいかないんじゃないかということを思っています。この程度ですかね。

【石井座長】 要領よく御説明いただきました。ありがとうございます。遺伝子情報というのが、今は特定外来生物の指定のところで少しネックになっているんだけど、これはもう入れてもいいんじゃないかという御指摘、それから、生態系被害防止外来種リストというものが今は法の中に位置づけられていませんので、計画のほうもそうですけれども、この辺の扱い、そして今の国内外来種ですね。そして、防除に関しては普及啓発のところということで御指摘いただきました。

京都のアルゼンチンアリ防除の事例を引かれていましたが、これは中書島の話ですよ。ちょっとお聞きしますけれども、中書島ではもう完全に防除できたんですか。

【村上外来生物法施行状況評価検討会座長】 根絶間近です。市街地は完全に防除できました。それで、河川敷にアルゼンチンアリが残っています。あそこが一番難しいんです。市街地のものは、もう根絶と言っていい状態です。

【石井座長】 分かりました。アルゼンチンアリはなかなか根絶まで難しいんですけれど

も、住民参加でやっている。それから、農水省や国交省との連携のお話、それから情報が集積しているので、これを取りまとめる、マニュアル化するとか、使いやすくするというのも重要だと。今後の検討に当たっては、優先度をつけてしっかりやってほしいということでバトンを受けたということですのでよろしいですかね。ありがとうございます。

もう少し時間があるので、今の村上座長の御発言を受けて、委員のほうから意見や補足等があったらお願いいたします。

【五箇委員】 時間もあるということなので意見になりますけれども、これは検討会からたびたび皆さんで議論して繰り返されていることだと思いますが、この外来生物問題に関してはほかの問題でも変わらないところはありますけれども、やっぱり縦割りというかセクトの問題が非常に浮き彫りになっているところで、省庁連携と言っていますけれども、連携というよりも省庁横断でやっていかないとどうにもならない。特に、ここで事例としてスクミリンゴガイなんか書かれているんですけども、本当に現場が違っていると、それで法律の手が及ばないと立入りすらもできない状態になっているというのが、防除がうまく進んでいないという部分が、ヒアリも含めてそうなんですけれども、大体省庁連携に関する会議でやっぱり他省庁出席者は座っているだけなんですよ。皆さんノルマをこなすためだけに来ているという状態で、具体的に動くという部分に関しては現場では何とかできるけれども、そういった根本的なところとの情報共有とか対策といった部分で遅れが生じているのは、この問題に関しては非常に重要で、根本的には、そこからまずきちんと省庁間での議論というのでできる場をつくっていただきたいというふうに思っています。

あとは、特定外来にまだ指定されていないけれども困っている、例えばアメザリであったりアカミミガメ、特にアメザリ問題に関しては、今回、ザリガニ相談ダイヤルみたいなのができたりして、結構メディア的には話題になっていて、このアメザリだけが除外という部分に関しては相当、世の中の的にも普通の人らでも混乱するということで、この問題に関してはこの課題にも書いてあるように、正直なところ防除に現実味がないからといって野放しにしてしまうという状況は、本来の外来生物管理の精神からしてどうなのと。今は焼け石に水といえども、何かそこに方策を取るということを示さないと駄目だろうということは根本的な、やっぱりここは臭い物に蓋をしているというふうに見られてもしようがないということです。

あと、国内外来種の問題で、特に島嶼域の生態系保全ということが環境省としては重要な課題であり指摘される部分ですけれども、特に農水省との関係から言うと、実は僕はち

ようど今年度から農業資材の検討会なんかに出ていまして、基本的には農薬の議論をするところなんです、最近ですと天敵農薬ですね。生物農薬というものも結構申請が来るといの中で、そこで化学物質と同じリスク評価をしても全く無意味で、それは毒性がないわけですから。そのときに申請に出された剤がタバコカスミカメだったんです。これは農業害虫を食べるカメムシで、これが本州以南にしか生息していない種類だということで、これを使うに当たって北海道へ持っていったのかという意見が、それまで外来生物に関わっていなかった農薬の委員からもそういう意見が出て、結構すったもんだしたということで、もう農水省も他人ごとじゃなくなってくると。こういった問題は、これから多分議論の対象になってきてしまうということはある程度意識していただきたい。

農薬なんかはまだ議論されているからまして、議論されていない資材というのは、皆さん御存じのとおりマルハナバチですよね。セイヨウオオマルハナバチは、外来種のほうは特定外来生物に指定されつつも、産業管理外来種ということで管理されている、管理下で使用するという状況が続いてきた中で、農水省としてはクロマルハナバチに置き換える事業を進めている。ところが、このクロマルハナバチも実は本州以南にしか生息していない種類。それを北海道に持ち込むことは大丈夫かということは、今のところこういった農水省内の審議会の俎上に上がっていないから無視されているけれども、いずれこれが聞こえちゃうと、天敵農薬でも議論されている以上は、マルハナバチ問題についても当然専門家としては意見せざるを得なくなってきた、我々、要は環境省側の人間でなくても、こういった議論は農水省の専門家委員の中からも出てきますよということはある程度意識していただきたいかなという部分は、今からお伝えしておきたいと思っています。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。重要な御指摘をいただいたなと思います。縦割りはやっぱりやめるというより、省庁横断でやってほしいというようなご意見です。

【中井委員】 世の中のいろいろな分野で指摘されている縦割りの弊害ですが、この外来種対策の問題でも当然そういうことがあるというのは、非常に大事な視点ですが、これもいつも言っていることなんですけれども、もう一つ、縦割りの中での風通しをもうちょっとよくしてほしいなということが常々あるわけです。要は自然環境行政内における国、地方自治体、そして現場、このルートがなかなかうまく機能しにくいという今の状況を、もう少し何とかできないか。なかなか難しいでしょうが、農林水産省系ではそれぞれ都道府県は研究施設を持っています。一方、環境省系の自然環境分野で研究所をちゃんと持つ

て、なおかつ環境省からのいろいろな調査業務とかに従って動く態勢を採ることまでは、なかなかできていないように思うんですね。何が言いたいかといいますと、今、外来生物法で環境省が主導でやっているのですが、結局、国が頑張っても旗振っても、なかなかそこから先、空気が伝わりにくい。具体的にいうと、実際の行政的な活動がなかなか都道府県まで、さらには市町村へと下りていきにくいという点です。これはやはり少しずつでも努力しなきゃいけないのかなと思っています。例えば、先ほども御指摘があった、2015年に「被害防止外来種リスト」と「行動計画」を国はつくりまして、あれも愛知目標があって、2015年というターゲットイヤーまでの道半ばに来て何とか頑張ってくついていたのはいいんですけども、できて5年たつんです。でも、少なくともすぐに現場でリストが活用し切れていない。都道府県の担当に聞いてもほとんど知らないような県もあつたりするぐらいですので、そのあたりはもうちょっとやりようを考えないといけないのかなと思います。

あともう一点、共管の話が村上先生からもありましたけれども、今回もまとめの中でも指摘されているのは新規に指定するものについては共管も考えるということですが、実はほかのところでも出てきた農水省との連携をというところで、実は外来生物法ができた直後に第一次指定があつて、その半年後に第二次指定があつたというのは多くの方が御存じだと思いますが、そのときに、大まかな外来種が一気に指定され、その後は少しずつ指定が続いているという状況なんですが、農水省と環境省との共管の外来種は、そのときまでで止まっているような状況です。それ以降指定されているもの、例えばセイヨウオオマルハナバチですら環境省だけじゃなかったかと思いますが、農地で出るところの特定外来生物、ナガエツルノゲイトウとか、オオバナミズキンバイとか、オオフサモとかは、環境省だけの管轄になっている。そういう植物が農地でいろいろ出て、どうして対応したらいいかと言っているのに対し、農水省が現場でいろいろと御指導されていると思うんですけども、特定外来生物の適正な扱いということを考えていくと、やはり共同でしっかりと現場対応していただきたいと思いますので、今指定されているものについても、共管についてもぜひ見直していただけたらなと思います。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。では、村上先生、御発言あつたらお願いします。

【村上外来生物法施行状況評価検討会座長】 先ほど飛ばしたんですけども、外来生物法をそろそろ見直さなあかんのではないかというのが起こっていると思うんです。それが

最初の指定に関する課題のところに出てきていまして、飼養に規制をかけない特定外来生物の指定、区域を限った特定外来生物の指定、国内外来種の規制、この3点はいずれも外来生物法をつくる当初から問題になっていたことなんですね。今の外来生物法はよくできているものなんです。非常に統一的に指定から防除までが一貫したものとして行われていますけれども、その一部を取り上げることが全然できなくて、だから、そのために非常にがんじがらめの法律になってしまっているということで、もう少し場に応じた順応的な管理ができるような法律、あるいは指針ではちょっと無理だと思うんですけども、外来生物法の改正みたいなことになってくると思うんですが、その辺のところは一番大きな問題だと思うんです。ずっとずるずる来て、そろそろそういうことが顕在化してきましたので、この際変えられるとしたら、こういうところを変えるという方向に踏み出してみたらどうかと僕は思っているんです。その辺のことが非常に重要なので、これはつくる時にすったもんだしたように、法律を動かすというのは物すごく大変なことだと思うんですけども、今回の一つの目標にはなるような気がしています。

その点は、磯崎先生とか法律に詳しい方、とにかく法制局と対応するためには、もう少しどうやればこれを変えられるかといったところを、例えば運用の面で変えることができるのかとか、どうしてもこれは法律を変えないと駄目なのかという話で、物によって仕分けしていかなきゃならない。そういった点を、このせつかく今ある検討会で少し検討していただきたいなと思っています。先ほどちょっとそこを言い忘れましたので追加しておきます。

【石井座長】 分かりました。ありがとうございます。

大体いい時間になってまいりました。次の議題に進ませていただいて、その中でも、今の話を蒸し返すこともあってもいいと思いますので、皆さん、今特に発言はよろしいですか。ありがとうございます。途中から村上先生も入られまして、十分な議論ができたかなと思っております。

では続きまして、議事(3)でございます。「関係団体等へのヒアリングについて」ということで、まず事務局から御説明をお願いいたします。

(環境省より、資料3について説明)

【石井座長】 御説明ありがとうございます。最後のほうから繰り返しになりますけれ

ども、3のところに書いてあるように、次回は3月ですけれども、五、六名程度、あるいは五、六組ということになりますかね。お呼びして、1者10分程度ヒアリングしたらどうかと。それから、それ以外にも事務局のほうであらかじめヒアリングを行って、その結果について御報告するというのもあってもいいのではないかと。3番目に、これに限らず、それ以外にも必要に応じて段階でヒアリングを適宜やりたいと。この3つなんですかね。その場合に、どのような方をお呼びしたらいいかというのが、ここの議題でございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして御意見とか御質問があったらお願いいたします。追加でこういうところも必要ではないかというのもいいと思います。村上先生もぜひとも御発言結構ですので、よろしくをお願いします。

【五箇委員】 ヒアリングの対象が主に最初はこういうものじゃないかということで、アカミミガメやザリガニ、あとはヒアリ、クビアカ、ツマアカと書いてありますが、ヒアリに関しては結構手厚く重点的に省庁関係会議も開いておりますし、あと、専門家有識者会合も開いたり、あと現場自体は相当地域連携、県も自治体も、あと環境省も、やっぱり非常に重要な外来種ということで、結構この部分に関しては手厚く動いていますし、どちらかというところこの議題というんですか、まさにどういった形で連携して主体が環境省となってやっていくかという体制としては、むしろお手本的にやっているところなので、僕はヒアリに関してはあえてヒアリングする必要はないんじゃないかという気がする。

むしろ、心配なのはクビアカツヤカミキリです。これは相当どンドン分布が広がっている上に、やはり桜及び農業作物に対する被害という部分は連携してやらざるを得ないということと、あと地方が主体となってやっていただくざるを得ないという意味では、この部分をむしろ優先的にしっかり議論すべき。研究所のほうにも、やっぱりクビアカの問題については自治体さんからも問合せが非常に多いところもあるので、この部分に関してはヒアリングというか、陳情みたいなのは聞いておいたほうがいいような気がするので、これは優先にさせていただきたいなというふうに思っています。以上です。

【石井座長】 ヒアリはいいのではないかと。というか、五箇委員に説明してもらったらいいのかもしれないなと思ったりしますね。その代わりに、クビアカツヤカミキリのほうを優先したらどうかということで、これについては座長の私としても賛成でございます。

このような意見を皆さん述べていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【田中委員】 小笠原のことを私が全部説明できればいいんですけれども難しいです。国

内外来種の対策で実際に行動を起こされているかた、民間の方か、あるいは現地の環境省、林野庁、東京都の担当者に説明していただくことがよいと考えられます。行政担当者は、立場上言えないこともあるかと思いますが、自由にものが言える民間の方で国内外来種対策に関わっている方を呼んでいただくことがベストと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。先ほど話題になった小笠原について、民間の団体の方だったり、あるいは関わられている——東京都が関わっていると思いますけれども、林野庁とか、そういうところからのヒアリングもあってもいいのではないかということです。私もそうではないかなと思って聞いておりました。

ほかの皆さん、いかがでしょうか。

【早川委員】 ヒアリング先については特に異論はないんですけれども、先ほど五箇委員のほうからクビアカツヤカミキリの話が出てきましたので、少々うちの協会もクビアカツヤカミキリに関係していたので御紹介します。クビアカツヤカミキリは農業害虫でもあるということで、農薬登録が当時少なかったということが防除に支障を来したということで、平成30年と平成31年度に、うちの協会はそういう防除の委託試験をメーカーから受けてやっている協会なんですけれども、関係県と農薬メーカーを組織化しまして、特別連絡試験というふうに言っていますけれども、統一試験設計を組みまして2年間試験を実施し農薬登録を促進しました。その結果、有効成分数にして15、製剤数にして21剤ほど登録になったので、その後、現場での農薬による防除等は進んできているというふうに思っております。そういう意味で、ヒアリング先にもそういった現状等も踏まえて、いろいろと御意見いただければありがたいと思っております。

以上です。

【石井座長】 どうもありがとうございました。クビアカの関係、植防関係のほうからの御指摘だと思います。

ほかは皆さん、いかがでしょうか。

【秋田委員】 先ほど、ちょっとヒアリはいいんじゃないのということで発言しにくいんですが、参考資料15のヒアリ対策についてという資料を拝見させていただきますと、これまで荷物の出し入れのときにヒアリが散乱しているのかなと思っていたのですが、荷物の出し入れがされないコンテナヤード内の地面の舗装の割れ目とかでも結構発見されているようで、密封されているコンテナのどこから漏れて、なぜこういったところにヒアリが出ているのかがちょっと分らないです。やはりコンテナ1つを取り上げても、気付いてい

ない発生するケースが幾つかあろうかと思うんです。このため、そういう実情に詳しい方
というか、例えば、なぜ、コンテナヤードの地面の舗装の割れ目にヒアリが発生するのか
というメカニズムや、コンテナ機器に詳しい方の御意見などをお聞かせいただければな
というように感じました。以上です。

【五箇委員】 確かに、そういった委員会等に参加していただいている人にしか情報共有
できていないという部分もあるので、簡単にそういったところはこの会合でも紹介して
いただいてもいいと思うんですが、今おっしゃったように、実はコンテナヤードなんかでも
結構見つかってしまって、しかも、野生の巣にまでなっているということで、思ったほど
密閉性がいいと言っても相手はアリなので、もう微妙な隙間も含めて出入りすることはや
っぱり可能であるということと、そういったコンクリートの隙間でも彼らは生きていけ
て、しかも繁殖を繰り返しているという実態が、今回ある意味予想外の形で見つかって
いるということです。もちろん開けてから、荷物の出し入れで荷物の中に入っていたものが
露出するというケースもありますが、このコンテナヤードという中においては、やはり密
閉性という部分を過信はできない。何せ相手は虫なので、非常に微小なアリですから、ヒ
アリ自体は非常に小さい部類のアリになりますので、これぐらいの隙間であれば幾らでも
出入りして繁殖ができていたというのが実態です。そういった意味では、コンテナの置か
れる場所、エリアの管理、それにコンテナそのものの管理というのが侵入の初期防除とい
う部分では非常に重要であるということが、これまでのヒアリに係るそういった委員会等
での結論ということになっています。

【石井座長】 どうでしょう。五箇さん、ヒアリの一般論はいいけれども、今のコンテ
ナとかコンテナヤードの部分については、お呼びしても別にいいということになりますか
ね。

【五箇委員】 情報共有という部分でよろしいと思いますし、この部分に関しては環境省
自体も相当把握はしているから、ヒアリングというよりも資料をまとめていただいたほう
が、これまでの検討会における、いわゆる審議の内容等をまとめていただいてもよろしい
んじゃないか。ちょうど、つい先日も関係省庁会議というのが開かれて、そこでも資料を
まとめていますから、そういったものを共有していただくというのもよろしいかと思いま
す。

【石井座長】 分かりました。

【村上外来生物法施行状況評価検討会座長】 ヒアリに関しては、もう既に実績があるの

で、その苦勞話を全部簡略化してまとめればできることだと思うんです。したがって、わざわざヒアリのヒアリングをする必要はなくて、今までのできていることをきっちりまとめてしまえば、それが1つのモデルになるだろうと。それと同じことを他のものについてもやればいいと。そういう意味では、ヒアリをさっさとまとめて、ヒアリに対してはこういうことでこういうことがありました、こういう課題がありましたという形は簡略にまとめていただいて、それを提供していただく。それに準じてほかのものもつくってもらおうと。

それで、1つ気になっているのは、やはり指定に関しては、今の追加指定としてはアカミミとアメザリが入っていることが当然だと思うんです。ただ、新たな侵入者への対応というところが気になっていまして、早期発見、早期対応と言っていますが、やはりそういうものを見つけた場合に、ぱっと対策できるような法的な仕組みをつくっておくことは絶対に今後必要やと思います。どんどん入ってきますから、それについて、一々やっつけられないというのは分かるんですけども、ある程度いつも被害が顕在化してからやるから後手になってしまう。だから、その辺のところの見極めと対応をどうするかという法的なところもちょっと気にしてほしいんです。だから、ヒアリングにあまり時間を取られるんじゃないしに、そういった今後の体制づくりみたいなところを十分に時間を取っていただきたいなと思っております。希望です。

【石井座長】 分かりました。磯崎委員、法的な部分ですけども、ヒアリングとかというのは必要ないですかね。

【磯崎委員】 法的な部分というのは、すみません、どういう意味ですか。

【石井座長】 今、村上先生がおっしゃったようなことですけども、会議の中で進めていけばいいだけの話で、磯崎先生もおられるし。

【磯崎委員】 具体的になってからでいいかなと思います。

【石井座長】 分かりました。

そろそろ予定の時間になってまいりましたけれども、ほかの委員の皆さんはいかがですか。

【中井委員】 ちょっとヒアリングとは違う部分でもよろしいでしょうか。

【石井座長】 短くお願いします。

【中井委員】 実はこれまでのところで、こちらからも指摘しそびれていた部分でかなり重要な点として、特定外来生物に既に指定されているものの中で課題が出てきているもの

として、やはり外来魚の問題があると思うんです。特にオオクチバスです。といいますのは、特定外来の一次指定にうまく放り込まれたということで注目も集め、直後はかなり認識も広まり、話題にもなったことから、ブラックバス釣りそのものがあまり公言されなくなってきたんですけれども、最近ですと、テレビ番組でも特定外来生物に指定されていることに触れることなく普通に紹介されています。また、一番ひどいのは、あちらこちらで意図的な放流での分布拡大が、どんどん広がっている状況が相変わらず続いているということで、特定外来生物に指定されていながら、なおかつ影響が大きいとされながら、なかなか対策がうまくできていないことをどうするのか、というところについても、現状把握なり、対策なりを考えていただかないといけないと思っております。

以上です。

【五箇委員】 今、中井先生からの御指摘に便乗するわけではないんですけれども、何かこの一次指定の中で指定されながら見て見ぬふりされている昆虫種としては、やっぱりセイヨウオオマルハナバチがあって、随分あれは熱く議論されたのに今は誰も相手していないという状態なので、現実、北海道でのみ野生化して問題になっているからというのもあるんですけれども、先ほどちらっと触れたクロマルハナバチとの絡みもあって、正直、これは一体誰が責任取ってこれを防除するんだらうというところで、本質的には農業資材として輸入されたものであって、農水省が見て見ぬふりするわけにいかないところもあるし、あと今、環境省の外来生物対策において一番重荷になっているのは、これの飼養許可なんですよね。結局、何年に1回か台帳をやらなきゃいけない。膨大な数の台帳整理だけでものすごい手間がかかっている。日本ならではの古式ゆかしくペーパーでの処理ということになっていますから、いいかげんこれをどうにかしないといけないのにほったらかされているというのが非常に私としては問題視しており、本種をいいかげんに放置しておきながら、ほかのところを何とかしましょうという話もないだらうという気持ちもあります。根本的には農業資材、農業、農水との関係ということで一番根が深い問題なのに、今、一切ここはタッチせず、今回の議論でも一切俎上に上がっていないというのは、ちょっといかがなものかと。

正直なところ、個人的意見としては製造者責任を本来問われるべき問題ともいえるのに、なぜこういったことが放置されているのか、ちょっと自分には理解できない。製造業に関わってきたことのある人間としても、ここはそろそろいいかげん責任を取っていただきたい。我々自身も正直、本種の防除に随分頑張ってきたけれども、どの行政機関も手伝

うつもりもないし、何ら体制として協力するところがないというのは問題だと思って、むしろ、僕としてはここの部分のヒアリングをして頂きたいというのが本音です。何となく問題がミイラ化してしまっているのはいかがなものか。

以上です。

【石井座長】 ヒアリングの対象として、セイヨウオオマルハナバチ関係もということですね。

中井委員のほうは特に別件ということだったんですけれども、その辺はよろしいんですかね。ヒアリングという意味では。

【中井委員】 今、五箇さんが言われたような、やはり指定時は頑張ったけれども、その後の対応を見直さなきゃいけない部分を含めているという意味では、今後どうしていくのかを、これから先、検討する場があるのであれば、ぜひ含めていただきたいと思います。

【石井座長】 分かりました。

それでは、予定した時間になってしまいました。多分、御意見が残っているかもしれませんが。前の議題についてもそうなんですけれども、後で事務局のほうから期日を限っていただければと思いますけれども、御意見等があったら事務局のほうにメールでお寄せいただければと思います。

そうしましたら、特にということがなければ、次の「その他」に参りたいと思います。その他のところでは委員の皆さん何かありますか。今、最後のほうは「その他」っぽかったんですけれども、ほかに何かございますでしょうか。では、事務局いかがですか。

【環境省（水崎室長補佐）】 2つございまして、最初の資料2-1の所有者不明の土地の立入り方法について、前回法改正に関しての御質問を磯崎先生からいただいております。東京都では伊豆大島のほうでのキョンの防除事業を実施するに当たって、今回のこの所有者が分からない土地への立入り規定を使用するような都の公報への掲示というのを行っております。

あともう一つ、先ほどちょっと石井座長からもございましたけれども、もし追加の御意見などあれば、メールなどで来週金曜日、2月5日までに自然研でも環境省のほうでも御連絡いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

【石井座長】 ありがとうございます。以上2点ということでございます。

【磯崎委員】 今の回答で分かりましたが、この9ページの最初に書いてあるのは、13条4項が直接適用されたというわけではなくて、東京都が準用した、そういう趣旨だと理解

しました。それでよろしいでしょうか。

【環境省（水崎室長補佐）】　そういう意味では資料の書き方が正確でなかったかもしれませんが、国が行ったのではなくて、防除の確認を取った東京都が準用したと。矢印のところ準用と書いていますが、法律上も自治体がこういった国の規定を準用といった記載が追加されております。

【磯崎委員】　分かりました。

あと、ついでなんですけど、13条1項が直接適用された事例というのが、今すぐでなくていいんですが、分かりましたら、数が少ないと思うんですが、その場合は具体的内容が、もし数がたくさんある場合は細かなところまでいいんですが、13条1項が直接適用されて環境省、国の職員が立ち入って捕獲をしている事例とか、それについて知りたいということなんです。

【石井座長】　では、これは宿題ということでよろしいでしょうかね。

【環境省（水崎室長補佐）】　そういった実際適用した事例はありません。

【磯崎委員】　分かりました。

【石井座長】　ほかはよろしいでしょうか。なければ、以上で用意した議題はここまでということでございます。事務局にお返ししたいと思います。

【事務局】　石井座長、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして第1回外来生物対策のあり方検討会を閉会いたします。本日は長時間にわたって御議論いただきどうもありがとうございました。

以上